

## 山武市浄化槽等設置事業補助金交付事務マニュアル

### 1 補助の対象（次の要件すべてに適合する場合）

- (1) 単独処理浄化槽又はくみ取り槽を適正に撤去し、同一敷地内に合併処理浄化槽（合併処理浄化槽処理対象人員 10 人以下）を設置する者
- (2) 山武市内の居住地（山武市農業集落排水処理区域外）に合併処理浄化槽を設置する者
- (3) 山武市に居住している者（住民登録がある者）又は居住しようとしている者（工事完了までに住民登録をする者）
- (4) 専用住宅又は延べ床面積の2分の1以上を住居の用に供する建物に合併処理浄化槽を設置する者
- (5) 合併処理浄化槽設置後、浄化槽法に基づく第7条（法定検査）、第10条（点検・清掃）及び第11条（定期検査）を遵守する者

### 2 補助対象外区域（農業集落排水処理区域）

問い合わせ先：農政課 電話 0475-80-1212

成東地域

新泉・富田・寺崎・早船・柴原の一部

松尾地域

広根・下野・折戸・下之郷・借毛本郷・高富・本柏・木刀・武野里・五反田

本水深・水深の一部

### 3 補助の対象にならないもの（次のいずれかに該当する場合）

- (1) 法人
- (2) 建築基準法第6条第1項の規定による確認申請を要する住宅の新築、増築又は改築に伴い合併処理浄化槽を設置する者
- (3) 浄化槽法第5条第1項の規定による設置の届出書の審査を受けずに設置する者
- (4) 建築基準法第6条第1項の規定による必要な確認を受けずに建築した住宅に浄化槽等を設置する者
- (5) 販売又は賃貸を目的とした住宅に合併処理浄化槽を設置する者
- (6) 住宅又は土地を借り受けている者で合併処理浄化槽の設置について、所有者又は賃貸人の承諾が得られない者
- (7) 市税等（合併処理浄化槽を設置する住宅及び土地に係る固定資産税を含む。）を滞納している者

#### 4 申請時の手続き方法

- (1) 申請は、着工日の14日前までとします。
- (2) 受付期間は11月30日(月)までとし、翌年1月29日(金)までに工事が完了すること。  
ただし、予算額に達した時点で受付終了とします。
- (3) 浄化槽法第5条第2項の審査期間(10日)を経過した浄化槽設置届出書の写しを提出すること。
- (4) 添付資料については、申請時において最新のものを提出すること。  
なお、固定資産税評価証明書及び納税に関する証明書は、申請する年度のもの、かつ、申請時点において概ね6か月以内に交付されたものとします。
- (5) 1か月あたりの受付上限数  
先着順で受付を行います。  
ただし、1か月あたりの受付が10件に達した場合は、その月の受付は終了とし、翌月の受付とさせていただきます場合があります。

#### 5 申請時の注意事項

- (1) 合併処理浄化槽、放流先までの配管及び放流先のない場合の処理装置の設置地番及び住宅・家屋の所有者を確認し申請すること。
- (2) 基礎コンクリートについては、次の書類を提出すること。  
ア PC板(既製底版)使用時は、PC板施工計画書認証済通知書等の写し及び図面  
イ 現場打ちの場合は、基礎コンクリートの図面  
イの図面については、寸法・厚さ(10cm以上)・配筋(D10@200)  
設計基準強度(18N/mm<sup>2</sup>以上)を記載すること。
- (3) 建築物及び道路〔国道・県道・市道(認定道)〕は、土圧等の外力により浄化槽の破損等を招くおそれがあるため、建築物の基礎・道路端から2m未満に浄化槽を設置する場合は、次の書類を提出すること。  
ア 建築物の基礎の終点及び道路端から2m未満で下方45度を超えて浄化槽を設置する場合は、施工図を提出すること。  
イ 建築物の基礎・道路端から45度以内に、浄化槽を設置する場合(鉄筋コンクリート造の擁壁を土圧のかかる側に設置する場合は、擁壁の断面図を提出すること。
- (4) 配置図へ次の事項を記載すること。  
ア 単独処理浄化槽又はくみ取り槽の位置  
イ 建築物及び道路から合併処理浄化槽までの距離

ウ 放流先配管の新設又は既設の種別（※新設・取替は占用許可の写しを添付する。）

エ 台所、風呂、洗面所、洗濯機、トイレの位置

オ 擁壁設置の位置（該当する場合のみ）

カ 放流先がない場合の処理装置設置の位置（該当する場合のみ）

(5) 浄化槽法第7条の払込人住所氏名欄は、申請者の住所氏名を記載すること。

(6) 設置届の記載事項に変更が生じた場合は、山武地域振興事務所に必要な手続きについて確認してください。

## 6 工事施工時の注意事項

工事は、補助金交付決定後の着手とし、浄化槽法第4条第5項の規定により次のとおり施工すること。

(1) 工事現場における地盤の崩壊、資材の倒壊等による危害を防止するために必要な措置（ヘルメット着用・仮囲い等）を講ずること。

(2) 浄化槽は、建築物の基礎及び道路端から原則として2m以上離すこと。又は、建築物の基礎・道路端から下方45度以内に浄化槽を設置しないこと。やむを得ず設置する場合は、擁壁を設置すること。

(3) 基礎工事

ア 割栗、碎石の敷厚 10 cm以上

イ 基礎コンクリート厚み 10 cm以上（浄化槽メーカー施工要領書に準ずる）

ウ 配筋 D10 mm@200 mm（鉄筋10 mmを200 mmピッチで配筋）

エ 基礎コンクリート養生期間 72 時間以上（設計基準強度18N/mm<sup>2</sup>以上）

※基礎コンクリートが必要な強度を有しないうちに浄化槽を据え付けないこと。

(4) 地盤や工事施工上で必要な場合（地盤がゆるく水平が取れない等）は、捨コンクリートを設置すること。

(5) 地下水位が高く浄化槽が浮上するおそれがある場合は、浮上防止対策を行うこと。

(6) 建築物の基礎・道路端から45度以内に、浄化槽を設置する場合は、土圧に耐える擁壁を設置すること。

(7) 浄化槽本体の嵩上げは、原則30 cm以内とする。

(8) 屋外配管は十分な覆土をして、露出させないでください。やむを得ず露出配管とする場合は、VP管を用いるなど凍結防止と耐候性に配慮し、必要な防護策を施すこと。

(9) まずは、浄化槽本体の流入・放流部、合流点、45度以上の屈曲点、管径の120倍を超えない箇所に設置すること。

(10) ブロアの基礎は地盤より10 cm以上高くし、ブロア本体の外寸より5 cm以上大きくすること。

(11) 写真は、別添の「工事写真指示書」により撮影すること。

## 7 中間検査

- (1) 別紙「工事中間検査表」による確認
- (2) 基礎コンクリートの寸法及び水平確認、水張り時の漏水確認、放流先状況の確認などの検査
- (3) 開始時間は、原則午前9時から11時まで及び午後1時30分から3時30分までとします。
- (4) 検査日時は、事前に環境保全課と調整すること。

## 8 完了検査

- (1) 別紙「工事完了検査表」の確認
- (2) 生活排水管の接続と流れの状況・配管距離・浄化槽本体・ブロワの稼働状況・ブロアの消費電力などの施工状況の確認
- (3) 開始時間は、原則午前9時から11時まで及び午後1時30分から3時30分までとします。
- (4) 希望日時に検査できないことがあるため、事前に検査日時を環境保全課と調整すること。

## 9 実績報告時の注意事項

- (1) 工事完了後30日以内又は3月20日までのいずれか早い日までに提出すること。
- (2) ますの写真は、配置図と対照できるよう記載すること。
- (3) 単独処理浄化槽及びくみ取り槽を適正に処分した証明書の写しを提出すること。

## 10 補助額（上限額）

補助対象経費区分		単独処理浄化槽から転換	くみ取り槽から転換
設置費	5人槽	332,000円	
	7人槽	414,000円	
	10人槽	548,000円	
撤去費		180,000円	120,000円
宅内配管工事費		330,000円	
放流先のない場合の処理装置 (合併処理浄化槽と併せて設置する場合)		200,000円	

※事業費が補助額に満たない場合は、事業費相当額とします。（千円未満切捨て）